

●規程改正の概要

要 旨	<p>「山梨県職員の退職手当に関する条例」等の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程」の一部改正を行う。</p>
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程の一部改正（規程第●号）</p> <p>1 規程改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年12月、退職給付に係る官民較差を是正するため、国家公務員退職手当法の一部が改正され、国家公務員の退職手当の支給水準が引き下げられることとなる（平成30年1月1日施行）。 ○ 山梨県職員においても、国家公務員に準じて退職手当条例が改正され、支給水準が引き下げられることとなる（平成30年2月1日施行）。 ○ 当機構における退職手当制度は、山梨県職員に準じた制度設計となっている。 ○ このため、山梨県立病院機構職員退職手当規程を改正する必要がある。 <p>2 規程改正の内容</p> <p>山梨県職員に準じて、調整率を次のとおり引き下げる。</p> <p>調整率 87/100 → 83.7/100</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調整率：官民の支給水準の均衡を図るために設けられているもの。 退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用。 ○ 退職手当額 = 退職時の給料月額 × 退職理由別・勤続年数別割合 × <u>調整率</u> + 職務（級）に応じた調整額 ○ 影響額 (例) 定年退職（勤続35年 事務職 8級在級5年 給料月額450千円）の場合 25,889千円 → 25,042千円 （▲847千円）
施行期日	平成30年2月1日から施行する。

